



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 41 号 2010.4.1 発行 社会政策研究所

臓器移植に関する知的障害者の扱いが昨日(3/31)、一定の決着をえました。今後は作業班の手を離れ、親会議の委員会での審議を経て、改正臓器移植法が運用される予定です。

また、明日(4/2)の「世界自閉症啓発デー」に合わせて福嶋みずほ特命大臣のメッセージが公表されました。明日の国連大学での日本国中央行事には小尾事務局長が参加します。また、その概要は後日お知らせします。【kobi】

### 児童死亡に虐待の深い関与なければ臓器提供可能に—厚労省作業班が提言へ

厚生労働省の臓器移植委員会「臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班」(班長=新美育文・明大法学部教授)は3月30日、4月に開かれる同委員会に報告する最終的な提言を取りまとめた。この日は、結論が持ち越しとなっていた「知的障害者等の意思表示の取り扱いについて」と「虐待を受けた児童への対応について」の2点を集中的に議論。死亡した児童について、虐待が疑われても、死亡に「深く関与」していないと判断された場合には、臓器提供を可能とすることで合意した。



小児からの臓器提供をめぐる最終提言をまとめた厚労省作業班(3月30日、都内)

「知的障害者等の意思表示の取り扱いについて」は、前回会合で見解が分かれた、身体的・能力的に意思表示が困難な障害者の臓器提供の意向をどう扱うかをめぐって再度、班員が意見を交わした。その結果、「年齢に関わらず、当面、法に基づく脳死判定及びその者からの臓器摘出は見合わせる事が妥当である」としつつも、「有効な意思表示が困難となる障害を有する者について、一律のその意思表示を有効と取り扱わない運用は適当ではなく、また一方で、意思表示がないことをもって、一律に臓器提供に関する意思がないものとする運用にも問題があることから、その運用については、今後さらに検討すべき」という事務局側が示した案で決着した。

「虐待を受けた児童への対応について」は、虐待の判断を医療機関がどう行うかについて班員の間で大きく意見が分かっていたことから、事務局側から「具体的な手順」を示した新たな案が提示された。これについて水野紀子班員(東北大学院法学研究科教授)は、「虐待の判断を誤ることへの非難を医療機関側が恐れて、その結果、多くのケースで判断が『虐待の疑いのあるケース』に偏っていくのでは」などと指摘。また手嶋豊班員(神戸大学院法学研究科教授)は、「(医療現場が迷わずに虐待を判断するための)例示はできないのか」などと提案した。これに対して、宮本信也参考人(筑波大学院人間総合科学研究科感性認知脳科学専攻教授)は、「それをすると、リストの羅列になってしまう。むしろ、現場がきちんと判断できることの方が大事」と述べた。また、「虐待の疑いがなくなっ

た場合の対応が不明確」「臓器提供のルートに戻ることが可能であれば、それを明示すべき」などの声上がり、「虐待が児童の死亡に深く関与していた疑いが否定された場合には、臓器提供は可能」という内容を盛り込むことで最終的に合意した。

事務局では、細かな文言の修正を行った上で、4月5日の同委員会に最終的な提言として報告する。  
CB ニュース：2010/03/31

## 「世界自閉症啓発デー」に当たっての福島内閣府特命担当大臣メッセージ

本日、4月2日は、国連が制定した「世界自閉症啓発デー」です。

世界の皆さんとともに、この日を迎えることができ、大変喜ばしく思います。

この「世界自閉症啓発デー」及び8日までの「発達障害啓発週間」の期間中は、各地で様々な啓発活動が行われる予定であり、障害の特性や、障害のある方に対する必要な配慮等について、国民の理解が一層促進されることが期待される、大変意義深い期間であると思います。

政府は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、国民の理解を促進させるための普及・啓発を始め、様々な施策を推進しています。

加えて、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」において、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、積極的な議論も進めているところです。

本日の「世界自閉症啓発デー」を契機に、政府としても、国民の理解の一層の促進を図るとともに、引き続き、福祉、医療、教育、就労など、様々な分野で総合的な施策の展開を図ってまいります。

平成22年4月2日

内閣府特命担当大臣 福島みずほ

## **改正介護保険法施行法が成立**

改正介護保険法施行法は3月31日の参院本会議で、全会一致で可決、成立し、同日付で公布、施行された。

改正介護保険法施行法では、2000年4月に介護保険法が施行される前から市町村の措置で特別養護老人ホームに入所している人に対する利用料や居住費、食費の負担軽減措置を「当分の間」延長する。軽減措置は同日で期限を迎えていた。

また、本会議に先立って開かれた参院厚生労働委員会では、小規模事業所に対するスプリンクラーの設置費用の助成など、防災体制の強化・拡充を図り、軽費老人ホームについても早急に実態を点検し、防災体制を講じる 特養入所待機者を解消するため、現在実施している交付金事業などに加え、さらなる施設整備に対する助成、既存施設の転用など、あらゆる政策手段を駆使した措置を検討する—の2項目の付帯決議を行った。

CB ニュース：2010/03/31

